令和８年（フ）第７４１号
広島市東区福田２丁目99番地１　フィオーレＢ202
債務者　三好　優也
１　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで　広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７６号
広島県竹原市新庄町1147番地
債務者　中寺　博行
１　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで　広島地方裁判所呉支部

令和８年（フ）第８０号
広島県呉市三条３丁目８番５号
債務者　森　　道子
１　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで　広島地方裁判所呉支部

令和８年（フ）第４３８号
熊本市東区沼山津２丁目６番１号　イッチー沼山津106
債務者　中山　将平
１　決定年月日時　令和８年８月６日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第２５５号
沖縄県浦添市大平１丁目13番10－401号　シートピアすずか
債務者　仲宗根龍達
１　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで　那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第２９０号
沖縄県那覇市首里平良町１丁目56番地５　ＤＩＧわおん首里平良、住民票上の前住所沖縄県那覇市西１丁目５番11―205号　ロイヤル西町マンション
債務者　野底三千代
１　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで　那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第１６１号
福島県本宮市高木字熊ノ木37番地５
債務者　高橋　愛貴
１　決定年月日時　令和８年８月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第９６号
栃木県佐野市田沼町1219番地６
債務者　小野　理香
１　決定年月日時　令和８年８月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで　宇都宮地方裁判所足利支部

令和８年（フ）第５７９号
千葉県松戸市金ケ作408番地の386　ヘブンゲイト松戸102号
債務者　飯干　　舞
１　決定年月日時　令和８年７月31日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第５９３号
千葉県鎌ケ谷市富岡１丁目７番４号　ＩＫＩハイツ203号室
債務者　三角　大地
１　決定年月日時　令和８年７月31日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６５２号
千葉県鎌ケ谷市初富803番地　第２北総病院内、前住所千葉県鎌ケ谷市東道野辺６丁目10番15号
債務者　井上　　正（旧姓大塚）
１　決定年月日時　令和８年７月31日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６５９号
千葉県松戸市金ケ作222番地の１　金ケ作県営住宅１棟304号、前住所千葉県八千代市八千代台東６丁目８番６号　帖佐方
債務者　秋元　一郎
１　決定年月日時　令和８年７月31日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第２３５号
金沢市米泉町１丁目62番地２、従前の住所神奈川県藤沢市藤が岡１丁目７番12号　パークハイツぐるっぺ105
債務者　坂本　卓弥
１　決定年月日時　令和８年８月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで　金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２３９号
金沢市田上町ヌ１番地８　グループホームリール、従前の住所金沢市鈴見町ニ31番地１
債務者　瀧本　康博
１　決定年月日時　令和８年８月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで　金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第９４号
兵庫県伊丹市車塚１丁目73番地１　大道文化１階西端
債務者　北野　和代
１　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第１７３号
兵庫県伊丹市野間１丁目２番21―301号
債務者　平野　幸稔
１　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第１４５号
神戸市西区伊川谷町有瀬725番地の３　グレースヴィレッジＣ―102号
債務者　井上　達雄
１　決定年月日時　令和８年８月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係